

# ○一般財団法人長崎県教職員互助組合運営規則

制定 平成 24 年 10 月 9 日議決（平成 25 年 4 月 1 日施行）

## 第 1 章 総 則

### （目 的）

**第 1 条** この規則は、一般財団法人長崎県教職員互助組設定款（以下「定款」という。）第 5 3 条の規定に基づき、一般財団法人長崎県教職員互助組合（以下「互助組合」という。）の運営に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

## 第 2 章 組合員の資格等

### （資格の取得及び喪失）

**第 2 条** 定款第 4 4 条 3 項に規定する組合員のうち、第 1 号、第 2 号、第 3 号及び第 5 号組合員は、その要件を備えるに至った日から組合員の資格を取得する。

2 組合員が死亡したとき又は退職したときは、その翌日から組合員の資格を喪失する。

3 第 4 号組合員（退職互助部加入者）の資格取得及び喪失については別に定める。

### （組合員の権利）

**第 3 条** 組合員は、次の権利を有する。ただし、第 4 条の義務を果さない者は、この限りではない。

（1）第 2 4 条に掲げる事業（以下「給付及び貸付け等」という。）を受ける権利

（2）役員になる権利

（3）互助組合の運営に関し、評議員を通じて意見を述べる権利

（4）会計帳簿及び証拠書類を閲覧する権利

2 第 4 号及び第 5 号組合員の権利並びに事業については別に定める。

### （組合員の義務）

**第 4 条** 組合員は、次の義務を負う。

（1）定款、規則、一般財団法人長崎県教職員互助組合運営細則（以下「細則」という。）及び互助組合関連規程（以下「諸規程」という。）並びに機関の決定に服する義務

（2）掛金を納入する義務

（3）貸付金の償還、その他互助組合に対する債務を履行する義務

2 第 4 号及び第 5 号組合員の義務については別に定める。

### （権利の譲渡禁止）

**第 5 条** 組合員の権利は、他人に譲渡し、又は担保に供することができない。

## 第 3 章 扶養家族

### （扶養家族の範囲）

**第 6 条** 扶養家族の範囲は、共済組合及びその他社会保険各法の被扶養者として認定された者とする。

## 第 4 章 評議員・役員の選出

(選出方法)

第7条 定款第11条に定める評議員の選任に伴う選出方法は、次の組織体の推薦によるものとする。

- |                 |    |
|-----------------|----|
| (1) 県教育庁        | 1名 |
| (2) 県教職員組合      | 6名 |
| (3) 県高等学校教職員組合  | 4名 |
| (4) 県学校事務職員組合   | 1名 |
| (5) 県校長会        | 1名 |
| (6) 県公立学校事務職員協会 | 1名 |
| (7) 県立大学        | 1名 |

2 定款第25条に定める評議員会に推薦する役員候補者は、次の組織体等によるものとする。

- |               |    |
|---------------|----|
| (1) 理事        |    |
| ア 県教育庁        | 2名 |
| イ 県教職員組合      | 3名 |
| ウ 県高等学校教職員組合  | 2名 |
| エ 県高等学校長協会    | 1名 |
| オ 県教職員互助組合    | 2名 |
| (2) 監事        |    |
| ア 県教育庁        | 1名 |
| イ 県教職員組合      | 1名 |
| ウ 県高等学校教職員組合  | 1名 |
| エ 理事長が推薦する外部者 | 1名 |
| (組合員以外、税理士等)  |    |

## 第5章 掛 金

(掛 金)

第8条 組合員は、定款第45条の規定に基づき、毎月給料の月額（給料月額、教職調整額、調整額を加算した額）に評議員会で定めた率100分の1（円未満は切り捨てる。）を掛金として、給与受領の際互助組合に納入しなければならない。

2 掛金の100分の26の率は、社会保険料控除対象事業の資金に充てることとする。

3 第5号組合員の掛金については別に定める。

## 第6章 資 産

(資産の管理)

第9条 互助組合の資産は、定款第5条第3項の規定の外、理事会及び評議員会の議決を経て、理事長が管理する。

2 理事長、副理事長、専務理事、常務理事、事務局長及び第18条第2項に規定する出納員は、善良なる管理者の注意をもって、互助組合の資産を管理しなければならない。

(資産の運用)

第10条 理事長は、互助組合の資金を安全かつ確実に有利な方法をもって、運用しなければならない。

2 資産の運用方法に関する必要な事項については、別に定める。

(資産の保管)

第11条 互助組合の現金、預貯金通帳又は信託証書、預り証書、貸付借用証書、その他これらに準ずる証書は、出納員の管理のもと、施錠ができる保管庫に保管しなければならない。

(資産の保全)

第12条 理事長は、資産の保全及び会計指導のために顧問会計士を、また、引当金等の数理試算を行うために保険計理人を委嘱することができる。

## 第7章 固定資産

(固定資産)

第13条 固定資産とは、耐用年数1年以上でかつ取得価格10万円以上の有形固定資産・借地権・借家権・電話加入権等の無形固定資産及び投資等をいう。

2 固定資産の管理等に関する必要な事項については、別に定める。

## 第8章 会計

(会計)

第14条 互助組合の会計処理については、この規則に定めるものの外、別に定める会計処理規程によるものとする。

(予算)

第15条 互助組合の収支は、全て予算に計上しなければならない。

(経費)

第16条 互助組合の経費は、次の各号に掲げるものをもって充てるものとする。

- (1) 寄付金品
- (2) 掛金
- (3) 補助金
- (4) 資産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(会計単位)

第17条 互助組合の会計単位は、実施事業会計、その他会計及び法人会計とし、実施事業会計には公益事業経理を、その他会計には一般、保険、退職互助部の各経理を、法人会計には法人経理に分類するものとし、必要事項については別に定める。

## 第9章 出 納

### (出納責任者及び出納員)

第18条 理事長は、業務執行理事を出納責任者として取引の命令に関する事務をつかさどらせるものとする。

2 理事長は、事務局職員のうちから出納員を任命し、出納責任者の命令に基づく取引の遂行、資産の保管、帳簿その他証拠書類の保存に関する事務をつかさどらせるものとする。

### (取引金融機関への登録印)

第19条 第20条に規定する取引金融機関に登録する登録印鑑は、原則として代表者印と金融機関印との組合せ式としなければならない。

### (取引金融機関)

第20条 互助組合の取引金融機関を、次のとおり指定する。

十八親和銀行、みずほ銀行、三井住友信託銀行、三菱UFJ信託銀行、野村信託銀行、九州労働金庫、野村証券、みずほ証券、SMB C日興証券、大和証券、三菱UFJモルガンスタンレー証券、ゆうちょ銀行、岡三証券、FFG証券

## 第10章 引当金

### (支払準備金)

第21条 支払準備金は、前年度における第24条第1号ア及びウ(ア)の事業費の12分の2に相当する額とし、毎事業年度当初に計上するものとする。

2 支払準備金は、前項の事業費の財源に充てるものとする。

### (責任準備金)

第22条 互助組合は、規則第24条第1号イの給付に充てるべき責任準備金を引当てなければならない。

2 責任準備金は、退職慰労金の必要見込額として、保険計理人により算出されたものとする。

3 掛金及び退職慰労金の内容等について変更の必要があるときは、所要の調整を行うものとする。

## 第11章 監 査

### (監 査)

第23条 監事は、定款第28条の規定による外、この法人の業務及び財産状況の監査を少なくとも半年毎に行うほか、その他必要と認めるときは、監査を行わなければならない。

## 第12章 事 業

### (事業の種類)

第24条 この互助組合は、定款第4条の規定により、次の事業を行う。

(1) 組合員に対する共済(事業の一部についてはその親族を対象とするものを含む)・貸付事業等の福利厚生に関する事業

ア 短期給付事業

- (ア) 家族療養費の給付
- (イ) 弔慰金及び家族弔慰金の給付
- (ウ) 出産費及び配偶者出産費の給付
- (エ) 災害見舞金の給付
- (オ) 休職（無給）見舞金の給付

イ 長期給付事業

- (ア) 退職慰労金の給付

ウ 福祉・厚生事業

- (ア) 療養費の給付
- (イ) 入院見舞金の給付
- (ウ) 入退院交通費、通院費の給付
- (エ) 結婚祝金の給付
- (オ) 介護休暇給付金の給付
- (カ) 遺児給付金の給付
- (キ) 退職特別給付金の給付
- (ク) 福祉・厚生事業

エ その他

- (ア) 生活資金等の貸付
  - (イ) その他組合員の福利増進に関する事業
- (2) 長崎県の教育文化の振興に関する事業
- ア 講演会、教育文化等に関する教養講座
  - イ 芸術文化、スポーツ振興に関する事業
  - ウ 児童、生徒の情操教育に関する事業
- (3) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業
- ア 退職互助部事業

### 第13章 給付及び貸付

#### (給付及び貸付の条件)

**第25条** 第24条の給付及び貸付の額と条件に関する必要な事項及び厚生事業の内容については、別に定める。

#### (給付及び貸付の制限)

**第26条** 給付及び貸付は、組合員の請求又は申込みによって行う。ただし、次の各号の一に該当するときは、理事会に諮り、その一部又は全部を行わないことができる。

- (1) 給付又は貸付の事由に虚偽があったとき。
- (2) 掛金納入又は貸付金返済の義務を履行しないとき。
- (3) 請求又は受領に関して、不正の事実があったとき。
- (4) その他、理事会が不当であると認めたとき。

(権利の消滅)

第27条 給付の請求の権利及び掛金の還付を受ける権利は、その原因である事由が発生した日から満3年をもって消滅する。

(権利の存続期間)

第28条 給付の請求又は貸付の申込みの権利は、その原因である事実が組合員の資格を有する期間に生じたものに限り、これを行う。

(請求権の主体)

第29条 給付の請求又は貸付の申込みは、組合員が行う。なお、組合員であった者が給付の請求を行う場合も同じとする。ただし、組合員が死亡した場合の給付については、その遺族が行う。

(遺族の範囲及び順位)

第30条 遺族の範囲は、地方公務員等共済組合法(以下「地公共済法」という。)第2条第1項第3号、同条第3項、同法施行令第4条及び運用方針法第2条関係施行令第4条を準用する。

2 遺族の順位は、地公共済法第45条、第46条及び第47条を準用する。

(給付金からの控除)

第31条 組合員が休職又は資格喪失し、互助組合に支払う金額があるときは、その組合員に支給すべき給付金(弔慰金及び家族弔慰金を除く)から控除する。

## 第14章 各種委員会

(資産運用委員会)

第32条 理事長は、第10条第1項の規定により、資産運用委員会(以下「運用委員会」という。)を設置し、資産運用を委嘱する。

2 運用委員会は、資産に関わる運用指針、運用手続き等を定め、資産の安全・適正かつ効率的な運用を図るものとする。

(運用委員会の構成)

第33条 委員は、専務理事及び常務理事で組織し、委員長は専務理事が務めるものとする。

2 運営委員会は、オブザーバーとして組合員及び外部有識者を募り、意見、助言の聴取を行うことができる。

(運用委員会の責務)

第34条 運用委員会は、理事会に対し中長期の運用計画及び年度毎の運用計画の決定、運用の状況及び結果の報告、決算後の運用評価等について責務を負う。

(運用委員会の運営)

第35条 運用委員会の開催は、理事長が招集するものとし、委員長がその議長となる。

2 運用委員会は、委員の2分の1以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議の議決方法は、出席委員の過半数の賛成をもって決する。

4 会議の結果については理事会に報告するものとする。

(事業検討委員会)

第36条 組合員のニーズの多様化、個性化を考慮し、互助組合の給付及び貸付事業の推進並びに充実発展を図るための事業検討委員会(以下「検討委員会」という。)を設置する。

#### (検討委員会の構成)

**第37条** 検討委員会は、委員11名以内で組織し、委員は一般組合員（理事・監事・評議員以外の互助組合員）から理事会で選出し、理事長が委嘱する。

- 2 必要に応じて外部有識者を定数外の委員（以下、「外部委員」という。）として委嘱することができるものとする。
- 3 理事は検討委員会に出席し意見を述べるができるものとする。
- 4 委員長は、委員の互選により選出する。
- 5 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

#### (検討委員会の任務)

**第38条** 委員は、組合員の福利向上と互助組合運営の推進のため、次の事項及びその他事業の推進に必要な事項を検討する。

- (1) 既存事業の見直し
  - (2) 新規事業の検討
  - (3) その他理事長が必要とする事項の検討
- 2 外部委員は、有識者の立場から互助組合事業について、補助対象や給付水準の妥当性を検証する。

#### (検討委員会の運営)

**第39条** 検討委員会の開催は、理事長が必要に応じ招集するものとし、委員長がその議長となる。

- 2 検討結果については理事会に報告するものとする。

#### (委員の報酬等)

**第40条** 委員は、無報酬とする。

- 2 委員が、会議の招集に応じ、又は委員会の用務のため旅行したときは、役員報酬等及び役員の職務遂行費用規程に規定する第6条を準用する。
- 3 外部委員の報酬は、理事会で別途定める。

### 第15章 情 報

#### (情報の取扱い)

**第41条** 互助組合が取り扱う情報の公開、個人情報の保護、情報処理の管理に関する必要な事項については、別に定める。

### 第16章 雑 則

#### (その他)

**第42条** 県の補助金等が交付された場合、県の補助金対象組合員以外の組合員の所属が拠出する補助金の額は、その年度の県の補助金等を参考として決定する。

**第43条** この規則の実施に関する必要な事項は、理事会の決議を経て理事長が別に定める。

## 附 則

- この規則は、平成25年 4月 1日から施行する。  
この規則は、平成26年 4月 1日から施行する。  
この規則は、平成27年 4月 1日から施行する。  
この規則は、平成29年 4月 1日から施行する。  
この規則は、平成31年 4月 1日から施行する。  
この規則は、令和元年 6月 5日から施行する。  
この規則は、令和2年 4月 1日から施行する。  
この規則は、令和4年 4月 1日から施行する。  
この規則は、令和4年 10月 1日から施行する。  
この規則は、令和5年 4月 1日から施行する。